

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 3 月 14 日付 3 太教学第 3580 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 12 月 3 日付 3 太教学第 2653 号で行った情報非公開決定処分¹の判断は妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 11 月 19 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った非公開決定（令和 3 年 12 月 3 日付 3 太教学第 2653 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、情報公開請求を行った「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票」の「学校調査番号」、「学校名」、「記入者名」及び「電話番号」以外の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 11 月 19 日実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「文部科学省の令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下「本件調査」という。）に対して太宰府市教育委員会が文部科学省に提出した書類などの情報の公開請求をした。

イ 非公開決定

実施機関は、「文部科学省の本件調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、統計法第 40 条第 1 項の規定において、調査票情報の目的外利用を禁止していること

から、太宰府市情報公開条例第 10 条第 1 号の規定に該当すること」、また「本件調査に係る調査票は文部科学省の依頼に応じて作成したものであり、当該調査票を公開することは、実施主体である文部科学省の事務事業である本件調査の適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、太宰府市情報公開条例第 10 条第 5 号及び第 6 号の規定に該当するため」との理由により情報を非公開とする決定を行った。

(令和 3 年 12 月 3 日付 3 太教学第 2653 号)

ウ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 28 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 4 年 3 月 28 日付の反論書及び同年 4 月 5 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

- (1) 実施機関は、令和 3 年 5 月 26 日付で情報公開請求（以下「前回請求」という。）を行った「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に関して太宰府市教育委員会が提出した書類（以下「令和元年度調査票」という。）」は一部公開であったが、同じ調査でありながら前回請求で情報公開された情報も含めて、なぜ非公開となったのかについての説明を行っていない。
- (2) 令和 3 年 6 月 9 日付で一部公開する決定を行った令和元年度調査票の「都道府県番号学校調査番号」「学校名」「記入者名」「電話番号」の基本情報 4 項目、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」の 1 項目、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」「重大事態」の 2 項目、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の 1 項目の合わせて 8 項目以外の情報を公開した処分を取り消さない限り、8 項目以外の情報公開処分は有効である。
- (3) 令和 3 年 9 月 2 日付で行った前回請求に係る答申書（3 太情個審査第 52 号）で審査会から暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」の 1 項目、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」「重大事態」の 2 項目並びに小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の 1 項目の 4 項目について「非公開とした実施機関の処分は、妥当でない。」との答申が出されていることを踏まえ、令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票のうち「都道府県番号学校調査番号」「学校名」「記入者名」「電話番号」以外の情報の公開を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和 4 年 3 月 14 日付の弁明書及び同年 4 月 5 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

本件は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知の「令和 2 年度児童生徒の間

題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について（依頼）」（令和3年3月1日付2初児生第23号。以下「文科省通知」という。）に基づく調査である。

調査の趣旨は、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項」（以下「実施要項」という。）において、「児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見。早期対応につなげていくものとする。」としている。

（1）情報公開条例第10条第1号の該当性について

文科省通知の実施要項の「6 その他」には、「本調査は、統計法に基づく一般統計調査である。」と明記されており、当該調査が統計法に基づく一般統計調査であることは明白である。統計法第40条第1項では、「この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、調査票情報の目的外利用を禁止している。

情報公開条例では、第4条において「情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。」と利用者の責務を規定しているが、情報公開請求に係る利用目的を制限していないことから、統計法第40条第1項に規定する「特別な定めがある場合」に該当しないため、情報公開条例第10条第1号に該当する。

（2）情報公開条例第10条第5号の該当性について

当該調査の調査結果は、令和3年10月13日付で文部科学省から公表され、文部科学省のホームページに掲載されている。

都道府県教育委員会等の結果の公表については、文科省通知の実施要領の「5 結果の公表の方法」において、「都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。ただし、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限る。なお、本調査によらない調査等で把握した数値についてはこの限りでない。」として、文部科学省が公表した情報のうち、都道府県別に公表している項目に限り限定的な公表を認めている。公表している情報は、文部科学省及び福岡県教育委員会ともに、当該調査の各項目の集計値である。

本件文書は、実施機関及び市内小・中学校が作成した個別の調査票であり、「政府統計の統一ロゴタイプ」が付されている。統計法の所管省庁である総務省は、個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民が統計調査に安心して回答できる環境の整備として、このロゴタイプを付すこととしている。このロゴタイプは、「国の統計調査であること」、「秘密の保護に万全を期していること」を証明するものである。当該調査は、ロゴタイプが示すとおり、

秘密の保護に万全を期す必要があり、調査票である本件文書を公開することは、実施主体である文部科学省の事務事業である当該調査の適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、情報公開条例第10条第5号に該当する。

(3) 情報公開条例第10条第6号の該当性について

当該調査は、各小中学校で調査票を作成し、市町村教育員会が取りまとめ、教育委員会が記載する調査票とともに、福岡県教育委員会へ提出し、福岡県教育委員会が文部科学省へ提出するものである。

文科省通知を受けた福岡県教育員会は、福岡県教育庁教育振興部義務教育課長通知の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について（依頼）」（令和3年3月11日付2教義第4761号）により、当該調査を県内市町村教育委員会に依頼している。

本件文書は文部科学省及び福岡県教育委員会の依頼に応じて作成したものであり、本件文書を公開することは実施機関、文部科学省及び福岡県教育委員会との間における包括的な信頼関係又は協力関係を害するおそれがあるため、情報公開条例第10条第6号に該当する。

以上のことから、情報公開条例第10条第1号、第5号及び第6号に該当するため、本件文書は非公開とすべき情報である。

5 審査会の判断

(1) 本件において、公開請求の対象となっている文書は、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票」であると特定した。実施機関が情報を非公開としたことの妥当性について検討する。

(2) 本件文書について

実施機関は、本件文書は情報公開条例第10条第1号、第5号及び第6号に該当するために非公開とする。そのうち、情報公開条例第10条第1号は、法令の規定により、公開することができないと認められる情報については公開しなくてよい旨を規定している。また、情報公開条例第11条は、実施機関は、公開の請求に係る情報に情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがあわせて記録されている場合において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、前条各号に該当する情報に係る部分以外の部分について、当該情報の公開をしなければならないとしている。実施機関は本件調査は統計法に基づく「一般統計調査」であり、統計法第40条第1項が「調査票情報」の目的外での利用・提供を禁止しているため、本件で非公開としたことは妥当であるとの見解を示している。前回請求に係る答申書（令和3年11月15日付3太情個審査第52号）を受けた実施機関による裁決（令和3年11月29日付3太教学第2603号）において、実施機関は当審査会の答申が統計法上の検討を行っていないと指摘しているという事情もあり、まず、統計法の関係規

定を確認する。

ア 「調査票情報」とは

先述の通り、統計法第40条第1項は、「その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定している。そして、統計法上の「調査票情報」とは、「統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの」のことでありと定義されている（統計法第2条第11項）。それゆえ、統計法は、調査票に記載の情報のうち、統計調査によって集められた情報の一部を「調査票情報」としていると考えられる。

イ 「調査票情報」の保護

総務省は「統計関係文書の公開に関するガイドライン」において、「一般統計調査に係る調査票情報」は、「公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第5条第6号に該当すると解され、不開示とする」と述べている。その一方で、「その内容が既に公にされている場合には、情報公開法第5条第6号に該当せず、開示の対象となることもあり得る」とも指摘している。こうした総務省の説明にしたがえば、「調査票情報」のなかにも、開示対象となり得る情報と、そうでない情報とがあるということになるだろう。

ウ 「調査票情報」を保護する目的

そのような取扱いとするべき理由として総務省は、「統計調査の目的は」、「当該統計集団についてその集団性を記述することにより、調査の結果を被調査者に対する個別の行政上の処分等に利用することにあるのではない」のであって、「統計調査は、被調査者と調査実施者との間におけるこのような信頼関係を基盤として成立し発展してきたもの」であることを指摘する。そして、「統計調査の過程で知り得た事項、調査の結果得られた調査票等の秘密は保護されなければならない」ということは「統計制度に対する基本的な要請であり、統計調査の成立と発展のための大原則である」としている。また、統計法は「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を図ることを目的として挙げている（統計法1条）。これらをふまえるならば、「調査票情報」を公開の対象としないことで保護される利益としては、調査の結果が被調査者に対する個別の行政上の処分等に利用されないとの「被調査者と調査実施者の信頼関係」、「統計調査の成立と発展」、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」等があることになり、「調査票情報」の公開の可否を検討する際には、当該の「調査票情報」公表をすることで、上記のような保護利益を害することになるかを、具体的に検討する必要があると考えられる。

エ まとめ・結論

以上のような統計法の関係規定や総務省のガイドラインを参照するならば、調査票に記載の情報のうち、統計調査によって集められた情報の一部が「調査票情報」であり、その「調査票情報」のなかにも開示対象となり得る情報と、そうでない情報とがあり、それを非公開とするのであれば、当該の「調査票情報」の公開が統計

調査や統計法の目的を害することを具体的に説明する必要があると思われる。それに対して、本件において実施機関は、請求された情報のすべてを非公開としている。よって、本件文書の公開請求に対して、統計法の関係規定を根拠に、部分公開によることなく非公開とした実施機関の判断は、妥当ではない。その余の点は、本答申の結論に影響しない。

(3) 付帯意見

以上によれば、情報公開条例第10条第5号及び第6号を根拠に非公開とすることも妥当ではなく、実施機関においては、調査票に記載の内容のうち「調査票情報」に該当するものを特定し、その公開の可否を別途検討すべきことになり、情報公開条例第10条第5号及び第6号はその際に援用されるべき規定となるだろう。ただ、ここでは、記入者名や電話番号以外の情報の扱いについても、念のため付言する。

統計法が当該統計以外の場面での利用を禁止しているのは「調査票情報」であるため、「統計調査によって集められた情報」以外の情報は、本来であれば公表されるべきものと思われ、そうした情報の例としては「学校名」を挙げることができる。しかし、実施機関は、すでに過去の同種の調査に際して提出された調査票との関係で、令和3年6月9日付の一部公開決定において、「文部科学省の令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に関して太宰府市教育委員会が提出した書類」の、「都道府県番号学校調査番号」「学校名」「記入者名」「電話番号」の基本情報4項目、暴力行為の状況のうち「学年別加害児童生徒数」の1項目、いじめの状況等のうち「いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」「重大事態」の2項目、小学校及び中学校における長期欠席の状況等のうち「長期欠席者の状況」の1項目の合わせて8項目以外の情報を公開している。仮に本件において学校名等を公開することになれば、一部公開した令和元年度調査票の情報と結び付けることですでに公開された一部の「調査票情報」に対応する学校名が明らかになると思われ、それにより各校の回答状況が公表されないとの、被調査者である各校が集計前に有していた信頼が損なわれるおそれや、当該集団としての各校に属する構成員に不利益が生じるおそれがある。それゆえ、調査票情報の一部がすでに公開されている形になっているという太宰府市特有の事情ゆえ、本件においては、学校名や当該学校が分かる情報も情報公開条例10条第5号・第6号の非公開事由に該当し得るものと思われる。

実施機関においては、情報公開請求に対して、関係規定を体系的に理解した上で、整合性のある対応をとるよう望む。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年 3月18日 第1回審査会（審議）

令和4年 4月 5日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和4年 4月13日 第3回審査会（審議）